

建設常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 18 号 令和 3 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

| 款 | 項 | 摘 要 |
|----------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 条の歳出中 2 款 総務費 | 1 項 総務管理費 | 3 目24節都市緑化基金積立金、4 目 4 節、18節諸 会議等出席負担金、地域生活交通対策費補助金、 地方路線バス維持費補助金 |
| 4 款 衛生費 | 1 項 保健衛生費 | 11目、13目 |
| 6 款 農林水産業費 | 2 項 清掃費 | |
| 8 款 土木費 | 1 項 農業費 | 3 目12節、7 目 |
| | 1 項 土木管理費 | |
| | 3 項 港湾費 | |
| | 4 項 都市計画費 | 1 目11節、13節、14節、18節おもてなし向上推進事 業補助金、街なみ整備事業補助金、中心市街地ま ちなか住宅取得支援事業補助金、花小路周辺地区修景 整備補助金、10目18節、23節を除く |
| 9 款 消防費 | 5 項 住宅費 | |
| 第 2 条 繰越明許費中 | 6 項 河川費 | |
| 8 款 土木費 | 1 項 消防費 | 3 目 |
| | 1 項 土木管理費 | |
| | 2 項 道路橋りょう費 | |
| | 4 項 都市計画費 | 宅地耐震化推進事業、緑の基本計画改訂事業、公園 施設長寿命化事業、こどもの国整備事業 |
| | 5 項 住宅費 | |
| 4 款 衛生費 | 6 項 河川費 | |
| | 2 項 清掃費 | |

議案第 21 号 令和 3 年度八戸市下水道事業会計補正予算

議案第 37 号 市道路線の認定について

議案第 24 号 令和 3 年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算

議案第 26 号 令和 3 年度八戸市駐車場特別会計補正予算

[建設協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 国道占用事案に関する検証報告及び再発防止策について

国道占用事案に関する検証報告及び再発防止策について

1. 事案の概要

市は国道45号用地内に汚水管路を埋設するため、令和3年4月に2件の下水道整備工事を契約締結した。工事に先立ち道路管理者から占用許可を受ける必要があったため、令和3年5月7日に国土交通省へ道路占用許可申請を行った。しかし、国道占用許可手続きに時間を要したことにより工事着手が出来ないまま長期間が経過したことから、契約約款に基づき受注者と協議を行い、契約を解除することとなった。この契約解除に伴い、受注者へ損害賠償金を支払ったものである。

2. 市の対応についての検証

今回の占用許可申請から許可を受けるまでの過程において、市の対応に問題点がなかったか検証を行った。

(1) 事務処理に要した期間について

国からの修正指示に対して市が事務処理に要した期間の妥当性を検証するため、申請してから許可まで計25回の修正指示について、まず難易度を評価した上で修正に要した期間について評価を行った。

【評価基準】

●修正指示の難易度の評価

「軽微」：簡単な指示であり2日以内（休日除く、以下同じ）に修正を終えられると判断できるもの

「中程度」：時間を要する指示であり、5日以内に修正を終えられると判断できるもの

「重大」：特に時間を要する指示であり、6日以上を要すると判断できるもの

●修正に要した期間の評価

「適切」：修正の難易度に応じた日数以内に対応したと評価できるもの

「不適切」：修正の難易度に応じた日数で対応できなかったもの（「重大」の修正については長くても10日以内に修正することとし、11日以上要したものは不適切とした）

【評価結果】

市が修正に要した期間について「不適切」と評価されたのは下記のとおり。

●難易度が「軽微」な修正の内、提出までに3日以上要したもの 2件

・9月22日(水)指示分 4日間

・9月24日(金)指示分 3日間

- 難易度が「中程度」な修正の内、提出までに6日以上を要したもの 0件
- 難易度が「重大」な修正の内、提出までに11日以上を要したもの 2件
 - ・7月27日(火)指示分 14日間
 - ・8月27日(金)指示分 17日間

(2) 市の組織体制について

市が修正指示対応にあたり組織的にどのような体制であったか確認したところ、基本的に2件の占用申請の工事担当者2名で対応しており、組織内情報共有はグループリーダーまで随時行っていた。グループリーダーから担当者に対しては、国からの修正指示に従い修正、提出を行うよう指示をした。

グループリーダーから下水道建設課長への報告は、7月29日(木)と8月31日(火)に行われており、国から期間を要する修正指示があったため状況について報告を行っている。グループリーダーからの報告を受け下水道建設課長は、修正資料を早期に提出すること、また早期許可を国担当に働きかけるよう指示をした。

(3) 受注業者から市に対する許可進捗状況の問い合わせについて

市と受注業者間における占用許可申請に係る進捗状況等の連絡は、市担当者と現場代理人との間でほぼ毎週行われていた。連絡手段は工事週報提出の来庁時もしくは電話による。

このほか、受注者から市に対し、7月1日(木)、8月2日(月)、9月1日(水)の3回、23工区受注者の取締役が来庁し早期の占用許可を要望されており、市担当またはグループリーダーが対応し、書類修正の状況を説明したうえでもう少ししばらく待つよう指示を行っている。また、9月24日(金)には23工区受注者の取締役と22工区受注者の社長、下水道建設課長と3者打合せを行っている。受注者からは早期の占用許可要望と、これ以上許可が遅れた場合は契約書に則り契約解除を検討している旨の話を受けている。

(4) 市から国に対する許可進捗状況の問い合わせについて

市は国に対し、当初想定した1か月程度の審査期間を過ぎたころから度々問い合わせを行っている。初回は申請日から1か月後にあたる6月11日(金)に八戸国道出張所担当者に対し工事に早く着手したい旨の申し入れを行っている。(国の認識は「審査の進捗状況の確認のみされた」と認識していた)とのこと) その後も市担当者は八戸国道出張所に対し度々審査の進捗の確認を求めており、7月26日(月)には八戸国道出張所担当者から修正がほぼ終了したことを確認しているが、翌7月27日(火)に2件の申請を1件にまとめるよう指示があり、その後も長期にわたり修正指示が相次いでいる。

下水道建設課長は9月28日(火)に八戸国道出張所を訪問し、所長に対しこれ以上許可が遅れると工事契約の解除に至ってしまう旨を説明し、早期の許可をお願いしている。(国の認識は、「当該打合せ時に、八戸市発注工事の工期末が11月30日であることを認識した」とのこと)

(5) 修正指示に対する市の理解度について

国からの修正指示について、市担当者の理解不足により後日同様の修正指示を受けていないか確認した。結果は下記のとおりである。

- ・ 5月10日(月)修正指示を始めとして、農道または沿線民有地を買収もしくは借用し埋設することができないか7回にわたり検討を指示されている。
- ・ 7月21日(水)修正指示の保安施設図矢印板の大きさについて、前回(7月12日(月)修正指示)指示箇所のみを修正したことにより、別箇所にて同様の修正指示があった。ただし、指示当日に修正提出を行っている。

(6) 市担当者の事務処理能力について

国からの修正指示にあたり、市担当者の明らかなミスによるものについて確認した。結果は下記のとおりである。

- ・ 7月21日指示 占有物件内訳書の数値間違い(当日修正提出)
- ・ 9月22日指示 掘削範囲展開図、舗装面積計算書の誤記入(9月29日提出)
- ・ 9月24日指示 縦断図数値誤記入(9月29日修正提出)
- ・ 9月29日指示 舗装面積の控除漏れ(当日修正提出)
- ・ 10月8日指示 舗装面積計算図の計算間違い(当日修正提出)

3. 国の対応についての確認

今回の占有許可申請から許可を受けるまでの過程において、国の対応がどのように行われていたか確認を行った。

(1) 事務処理に要した期間について

国は道路占有許可に係る標準処理期間を2~3週間と定めている。ただし、申請書類の不備等を補正に要する期間や、関係機関との協議に要する期間は適用除外とされている。

市が申請を行った後、国が市に対して行った修正指示の間隔は下記のとおり。

- ・ 5月11日(火)修正資料提出~5月19日(水)修正指示まで 6日間(休日除く)
- ・ 5月25日(火)修正資料提出~6月11日(金)修正指示まで 13日間(休日除く)
- ・ 6月29日(火)修正資料提出~7月6日(火)修正指示まで 5日間(休日除く)
- ・ 8月19日(木)修正資料提出~8月27日(金)修正指示まで 6日間(休日除く)

このほかの修正指示は当日から3日以内に新たな指示を行っている。

(2) 国の組織体制について

国が審査にあたり組織的にどのような体制であったか確認したところ、事前協議は八戸国道出張所が対応し、判断が必要な点のみ青森河川国道事務所に確認していたのに対し、本審査では、八戸国道出張所と青森河川国道事務所とで一体的に審査をしているとのこと。

4. 市に起因する原因

これまでの検証結果に基づき、市に起因する原因について下記にまとめる。

(1) 市の書類作成能力不足

今回市が作成した申請書類は、事前に八戸国道出張所の確認を受けていたものの、申請後青森河川国道事務所から計 25 回に及ぶ修正指示があった。この修正については、国の考え方に沿った書類となっていなかった点があったこと、簡易なミスが複数あったこと、修正書類提出後に再度の修正指示を受けたものがあり、国の担当者が求める書類の水準に対し、市が提出した書類が至っていなかったことによる。

(2) 他の業務との調整不足

書類修正は、それぞれの担当者が作業を行っていたが、期限の近い別件の業務と重なった際は、別件を優先的に進めていた結果、書類修正に期間を要していたことがあった。

(3) 許可までに要する期間の見通しの甘さ

当初市は許可までの期間を標準処理期間の 2~3 週間と想定していたため、修正が相次ぎ許可が遅れているにも関わらず、今回の修正を終えれば許可が下りるであろうとの見通しについて認識を変えなかった。このため市は担当者が国に対し早期許可の申し入れを行っていたが、組織として対応することが遅れた。

(4) 無余地性の詳細な確認と理解

国では国道占用許可において、道路の敷地外に余地がなくやむを得ない場合のみ許可できるものという考え方（無余地性）であり、事業費に関わらず接道する農道または沿線民有地を買収もしくは借用し埋設することを検討するよう求めたのに対し、市は当初から民有地の買収や借用しての下水道管理設については事業費が掛かることから検討しておらず、国道の歩道用地内に埋設できるスペースがあれば占用できるものと安易に考えていたため、申請後に国からの検討指示に対する修正に期間を要した。

5. 市における占用許可手続きが長期化したことについての再発防止策

今回の検証に基づき判明した原因から、市が実施できる占用許可手続きが長期化したことについての再発防止策について下記にまとめる。

(1) 申請前の積極的な情報収集と事前確認

申請書類作成にあたり、事前に国の占用許可の基本的な考え方についてよく理解したうえで書類を作成することにより、熟度の高い申請書を作成する。また、八戸国道出張所の確認だけでなく、青森河川国道事務所に対しても確認を求める。（国との再発防止に係る協議の中で、国から了承を得ている。）

(2) 担当者任せから組織対応へ体制を構築

申請書類の修正にあたり、業務の優先度を高く設定し担当者のみではなく組織で対応し、常に修正業務に対応できる職員を確保することで、作業に遅れが生じないようにする。

(3) 組織としての早期許可申し入れ

申請から 1 か月を過ぎた段階で、組織として課長等が青森河川国道事務所を訪問し審査の

進捗確認及び早期許可を申し入れする。その後も随時早期許可の申し入れを行う。

(4) 無余地性の詳細な確認と理解

今後は事前協議の段階で無余地性について国の考え方を確認し、沿線民有地の買収もしくは借用した用地に下水道管を埋設することを検討したうえで協議を行う。

6. 市における契約解除の再発防止策

工事の契約解除に伴い受注者に損害が生じた場合、損害賠償金を支払う必要があることから、契約解除に至らないよう、市における契約解除の再発防止策を以下にまとめる。

(1) 施工業者との契約締結

①これまでの業者契約のタイミング

施工業者と契約するタイミングについて、市はこれまで占用許可申請書に添付する施工計画や保安施設配置等を作成してもらうため、占用許可申請前に施工業者を決定、契約締結していた。

②業者契約のタイミングの検討

施工業者と契約するタイミングについて、今後もこれまで同様に契約締結後の占用許可申請となれば、再発防止策を講じたとしても契約解除のリスクは完全には排除できない。よって、占用許可後に施工業者と契約締結する事務手続きの可否について検討を行ったところ、メリットは今回の事案を根本的に解決できる点があげられる一方、デメリットは国の変更許可が必ず必要となる点が挙げられた。

③今後の業者契約のタイミング

市は国との再発防止に係る協議の中で、今後の占用許可について変更許可を柔軟に認めて頂けるよう条件の緩和を要望したところ、国からは、占工期や施工方法の変更については変更許可申請により柔軟に対応すること、また、標準的な安全施設等の施工計画で許可を受けた案件については、許可後の着手届に工事箇所の特質を加味した内容の図面等を提出することで対応する旨の回答を得た。これにより、市は今後占用許可後に施工業者と契約締結する手順とする。

(2) 施工業者との良好なコミュニケーション

占用許可申請の修正期間中、市は施工業者の取締役から延べ4回にわたり申請の早期許可を要望されている。これに対し、市は占用申請の修正が進んでいることを理由に待つよう指示しており、これが数回続いたことによって施工業者側から「市にお願いをしても動いてくれない」と心証を害した可能性がある。

今後市はより積極的に施工業者と意思疎通を図り、施工業者の意向をよく汲み取りながら事業を進める。